第27回大分市自治基本条例検討委員会

平成24年1月12日(木)午後2時 大分文化会館第2小ホール

次 第

- 1.開 会
- 2.委員長あいさつ
- 3.議事
- (1)市民意見交換会及び市民意見公募の意見について
- (2)その他

大分市まちづくり自治基本条例 (素案)の論点について

条例(素案)	事務局意見	理由
(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (1)市内に住所を有する者 (2)市内に通勤し、又は通学する者 (3)市内で事業を営み、又は活動する個 人及び法人その他の団体(以下「事業者、 地域活動団体等」という。)	・変更なし	・地方自治法第10条第1項の規定にある「住民」と同じ意味で使っており、敢えて定義をする必要はないと考えています。一方、「市民」については、特に明確な定めがない言葉ですので、この条例において定義を定めています。なお、逐条解説において、「住民」の説明をします。
		(参考) *地方自治法第10条第1項 「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」 地方自治法でいう「住民」とは、外国籍を有する人も含まれるという解釈になります。
 (市民の権利) 第5条 市民は、安心で安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。 2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。 3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。 5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。 	・変更なし	・「大分市子ども条例」が施行されており、子 どもに関することを規定しても問題はないと 考えています。 ・本条例の趣旨を踏まえた上で、個別条例で ある「大分市子ども条例」が制定されている という流れでよいと考えています。
(住民投票) 第26条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。 2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。	・変更なし	・この条文の趣旨は、重要な施策決定を行う際に、住民投票により住民の意向を聴くことができるという選択肢を市長に与えるものです。 ・「住民投票」における住民の権利については、地方自治法に基づく住民請求という途が用意されていますので、敢えてこの条文の中で規定する必要はないと考えています。 なお、住民の権利等については、逐条解説で説明します。

条例 (素案)	事務局意見	理由
(基本理念)		2 通りの考え方があります。
第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現	・変更なし	素案の「市民主権」については、この条例
を目指すために市民主権によるまちづくり	若しくは	で規定する「市民」の全てが同じ内容の主権
を行うことを自治の基本理念とする。	・ 「市民主権」を「市民主体」に変更	を有するという意味ではありません。それぞ
		れの市民が有する権利には違いがあります
		が、そうした違いがあることを前提に、それ
		ぞれの立場でまちづくりを積極的に行ってい
		いただきたいと考えていますので、「市民主
		権」で問題ないと考えています。
		素案の「市民主権」における「市民」につ
		 いては、通勤、通学者等を含めていますので、
		特に、憲法に定める「国民主権」に対比して
		考えた場合には、全ての「市民」に等しく市
		政に関する決定権があるというような誤解を
		生じる恐れがあります。例えば、「主権」を実
		現する方法の一つに選挙権があると考えた場
		合、市内に住所を有する人にしか権利はあり
		ませんので、「市民主権」を「市民主体」に変
		更した方が、誤解を生じにくいと考えていま
		す。
		なお、いずれにしても逐条解説で説明します。
(市民の責務)		
(中氏の真物) 第6条 市民は、自らが自治の主体であるこ	・変更なし	 ・「応分の負担」の代表的なものとして「市税」
おりません おりが 自治の工体 との 3 と とを認識するとともに、まちづくりに関し	≪文/4 U	という言葉を例示として使用していますが、
次に掲げる責務を負う。		「市税」に「等」を付けることにより、市税
(1)まちづくりへ積極的に参画し、又は		のみではないことを表していますので、表現
自らまちづくりに取り組むよう努める		としては、特に問題はないと考えています。
こと。		
(2)互いに権利を尊重し、理解し、及び		
協力するよう努めること。		
(3)自らの発言と行動に責任を持つこと。		
(4)地域コミュニティへの参加を通じて、		
助け合いの精神をはぐくみ、地域の課		
題解決に向けた行動に努めること。		
(5)行政サービスに伴う市税等、応分の		
負担を負うこと。		

資料 2

	項目	意見	会場での対応	会 場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
1	前文	「緑豊かな山々、豊後水道と別府湾」等々とよいことが謳っている。この 条文のようにやっていただきたい。		大 南	理念	ご意見に応えられるように、取り組んで行き たいと考えています。
2			具体的な部分は、総合計画の中で体系立てて記述をしている。また、他の条例にも謳っている。	大 在		第2段落において、「今も産業集積都市として発展を続ける」と謳っています。
3	第1条(目的)関係	Q&AのP.5に「方法を決定するのは、最終的には市民である」と記載しているが、こういう意思決定に自治会が関わっているという意識はない。		稙 田	理念	地域づくりやまちづくりの活動が市民によって主体的に行われ、また、市民の意見を適切に反映した行政運営が行われるようになった時に、この条例の目的である「市民主体による自治の実現」が果たされることになるため、今後も自治会や町内会が積極的に関わっていただきたいと考えています。
4		市議を通じないと何もできないのか。市議、市民の役割を対等にするということが目的として書いてある。		大 南		本条例は、市民、議会、市長等の役割と責務を明確にし、まちづくりを行っていく上でのルールを定めたものであり、市議会議員を通じないと何もできないということではありません。
5		「自治」の定義付けはどうするか	「自治」については、理念部会で何度も論議したが、辞書を引いてもきちんと説明されていないので、この条例で「自治」をきちんと謳うよりも、読む人それぞれの立場から「自治」について考えて〈れた方がよいのではないかということで、曖昧な形のまま残している。	稙 田		「自治」を行う組織の規模や形態は多様であり、その果たすべき役割も一様ではないと考えられることから、定義することでその適用範囲を必要以上に狭めてしまう可能性があります。よって、「自治」は定義付けせずに、逐条解説で説明します。
6		第3節に「市長等」とある。「市長等」の定義付けたものはどこかにあるか。	第2条に規定している。	佐賀関		第2条第2項において、「市長等」の定義を 規定しています。
7	第2条(定義)関係	<mark>か。</mark> なせ、日本人だけで理念とする人が中を作り上げるという考えには からかいのか	一つの例として、大分市にはポイ捨て条例があり、大分の住民だけがそれに対して科料を掛けられてよいのか。その人が誰であれ、外国人に関しても同じことが言える。市民の権利と責務があるから、外国人も含めて市民としている。		理念	本市のまちづくりについては、住所を有する人のみではなく、通勤・通学者や事業者等、多くの人が関わることによって行われています。当然、外国籍の人についても様々な形でまちづくりに関わっており、一体となって進めていく必要があると考えていることから、このような条文としています。
8		国籍ではない。日本に、人方に一時的に観光に来る人も人方市民として 見るのか。色々な個別条例にも全部市民が入っている。この市民には今 の例は	極端な言い方をすると、初めて大分駅に降り立って、大分駅から 改札を出られた方も市民として扱うというふうに結論した。条例そ れぞれで市民を定義している。基本条例で決めている市民はこれ であり、個別の分は、それぞれの条例で規定することになる。	文化会館		市民の定義は、第2条第1項に規定していますが、観光客は市民には含まれないと考えています。なお、それぞれの条例により、対象となる市民の定義を行うことになります。
9		外国籍の、日本人にはなりに\ないとして帰化していないのに、そういう	大分市の市民として、まちづくりに協力していただきたい、ここにいる以上はしっかりと責任を果たしていただきたい。どこの国の出身だからということで排除すべきではない、という考え方である。			本市のまちづくりについては、住所を有する人のみではなく、通勤・通学者や事業者等、多くの人が関わることによって行われています。当然、外国籍の人についても様々な形でまちづくりに関わっており、一体となって進めていく必要があると考えていることから、このような条文としています。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
10	第2条(定義)関係 第6条(市民の責務)関係	「市民」の定義は、通勤している人などが含まれているが、「市民の責務」では、「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負う」とあり、市外の人も市民税等の負担するのか。「市税」という言葉は問題があり、少し表現を変えないと誤解をしやすいのではないか。	「市税等」の「等」が付いているので、解釈上は「市税」を含めた他のものも含まれるということになる。代表的な負担として「市税」を例示し、「等」の中には、固定資産税や施設使用料もある。より適切な表現になるかどうかは検討する。	植田	理念市民	「市税等」の「等」により、解釈上は「市税」を含めた他のものも含まれると考えています。
11		「市民主権によるまちづくり」について、わかりやすく説明してほしい。	市民主権について、国で言うと国民主権になるが、市長の仕事も 議会の仕事も、本来主権を持っている市民から負託をされて、初 めてできることであり、これを明文化したというふうにご理解いただ きたい。	佐賀関		会場での対応のとおり
12		以前、「時の市長によって自治の方向性が変わることを防ぐという意味で、市民の総意として国の憲法に相当するような基本条例を作ることがある。」と答えていた。いわゆる一度決めた政策は、その政策に反対して市長選挙が行われ新しい市長が来ても、その市長が政策を変えられないということである。これは民主主義か。		文化会館		本条例は、市民、議会、市長等の役割と責務を明確にし、まちづくりを行っていく上でのルールを定めたものであり、市長の政策を左右するという趣旨のものではありません。なお、附則において、本条例の見直しを謳っています。
13		幸せとは何か。この条例の基本理念であれば、その根拠を表す幸せな生活、幸せな暮らしとは何ぞやということをはっきり書かないといけない。 どういう幸せを大分市は望んでいるかはっきりと明記すべき。		文化会館	理念	「幸せ」については様々な捉え方があり、条例として定義付けは困難と考えていますので、逐条解説で説明します。
14	第4条(基本原則)関係	「まちづくりに関する情報を市民、議会、及び市長等が共有すること」とあるが、市民は普通、情報が少ない。市民を頭に出そうというのは分るが、この情報共有原則を見ると、市民が一番情報を持つというような書き方になっていないように感じるので、検討して欲しい。		大 在		市民がまちづくりに参加するためには、市政に関するあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが必要です。そのため、市民、議会、市長等の三者が、等しくまちづくりに関する情報を共有することを原則としています。
15	第5条(市民の権利)関係	子どもを育てるのは大人の責務である。子どもが将来健やかに育てるのは大人の考えであって、事理認定能力がない子どもが大人と一緒に意見を言うのか。それを認めるのか。		文化会館	市民	まちづくりを次の世代へと引き継いでいくという観点から、子どもが将来大人になったときに、地域社会を担う市民となれるよう、健やかに育つ環境を求めることができることを規定しています。
16		でははないに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう労のより。市民は自らの発言と行動に責任を持ちます」。これは、議会、行政も同じなのは、	全て一緒である。これからは社会の変化により、行政、市民、議会もみんな対等でまちづくりを一緒にやろうという理念的なもので、この条文が成り立っている。限られた財源の中で、課題解決に向けて頑張るという条例になってくるので、頑張りたい。	坂ノ市		会場での対応のとおり
17	第6条(市民の責務)関係	'丁ともか待米の地域任会を担つ中氏として健やかに育り境場」とは、と ふいったことを求めるか	今年の5月5日に大分市の子ども条例が施行された。大分の子どもたちは、健やかに育ってほしいという想いを込めるているので、このまちづくり自治基本条例に、一文そのことを入れて、しっかりと大分市は市民、議会、行政、地域がみんなで子育てに取り組んでいくという思いを入れさせていただいた。	文化会館	市民	大分の子どもたちは、健やかに育ってほし いという想いを込めていますが、詳細は逐 条解説で説明します。
18		巾氏の貝務の「白らの光言と仃勤に貝仕を持つ」の「貝仕」や「仃勤」に ついてけどらか	みんなで社会づくりを行っていく中で、市民には、無鉄砲なことを 言っても困る、提案されたことについてはある程度の責任を持って もらうとありがたい、と捉えていただきたい。			他の市民への配慮、地域或いは市全体の利益についても考慮するなど、自らの発言と行動に責任を持たなければならないと考えています。
19	第 0 示 (中氏の貝務) 関係	ている。市民としての意識付けを高めるための意向のようなものを一行	この条文の「市民の責務」の中の6条の1項の1で、「まちづくりで積極的に参加し、または、まちづくりに取り組むよう努めること」となっている。これでやってみてもし悪ければ、もっと強い口調に切り替えなければならないかなと思う。	大在	市民	「市民の責務」として、第6条第1項に努力 義務を謳っています。また、第29条には 「地域コミュニティ」を謳っており、市民として の意識付けを高める規定となっていると考 えています。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
20			「市民参画」は、あくまでも自発的なものであり、強制されるものではないということを踏まえて、こういう取り組みとしてとなっている。 果たすべき役割を潜在的に表記したものである。	大在		「市民参画」は、あくまでも自発的なものであり、強制されるものではありません。また、その他の「責務」についても、市民の主体性を尊重した上で努めていくことが必要であることから、こういう表現にしています。
21		「市民の負務」があるが、とういう子段や方法で市民をこれに参加させる のか。市民に興味がなく、参加しない人には何らかの制約や罰則などが あるのかどうか	大分市のまちづくりを市民・行政・議会、それぞれ三者で一体となって今後していこうという約束事という意味で書いている。罰則規定はないが、地域づくりには「皆さん参加してくださいよ」というふうな、その点で市民主体というような文言を使っている。	野津原	1,120	会場での対応のとおり
22	第8条(市長等の基本的役割と責務)関係 第9条(市長の基本的役割	市民の責務について「~すること」という結びにしているのに対して、市長などの責務については「~しなければならない」と異なる表現にしているのは何故か?行政が上から目線で定めているようにも感じられるので、市民参加型の条例を目指すのであれば、市民の部分と行政の部分の表現を統一するべきではないか。	それらをできるだけ反映させられるよう、さらに委員会で議論をい	明治明野	執行機関	「市民参画」は、あくまでも自発的なものであり、強制されるものではありません。また、その他の「責務」についても、市民の主体性を尊重した上で努めていくことが必要であることから、こういう表現にしています。
23		市民部会、行政の役割と責務について、「市民は、まちづくりに参画することができる」とあるが、今までの方法とこれからの方法の差はどこにあるか、	これは、これからのまちづくりを市民が主体的にやっていく宣言ということで、ご理解いただきたい。 文章で明確化することの意味がある。明確化することで、市民、行政、議会の役割が非常に明確になり、今までは、行政主体のまちづくりというイメージだったが、市民が主体でまちづくりをするという意識を市民に強く持っていただきたい。	坂ノ市	市 民 参 加·まちづ	本条例は、これからのまちづくりを市民が 主体的に行っていく上で、基本的なルール を謳ったものであり、これまでの方法と差は ないと考えています。
24	第6条(市民の責務)関係 第29条(地域コミュニティ) 関係	第6条3項について、事業者、地域活動団体等の責務が記載されている。この中で、事業者に対して、何を求められているのか全〈分からない。社会的責任とは何か。地域社会との調和を図るとあるが、具体的に調和の中身は何か。暮らしやすい地域社会とあるが、暮らしやすい地域社会とは、具体的にどういう社会か。寄与は何のことかわからない。地域コミュニティとは何か。寄与するように努めるものとするは、努力規定、責務ではな〈て、最大限の努力はするが、できな〈てもよいという感じでよいのか。	「努めるものとする」というのは、「絶対しなさいよ」というようなことを謳っているわけではない。強制ではないと思っている。皆がどうすればまちづくりが活性化するか、自治が活性化していくか。そのために市民がみんなで立ち上がっていこうというものを目的として私たちはこの条例を定めている。こういう抽象的な形ではあるが、個々の自治の中で理想とする物のために、住民みんなで立ち上がろうと書いている。	大 在	市 民 市 民参 加・まちづ 〈 り	事業者については、その事業活動等が地域に与える影響に責任を持ち、地域社会と一体となってまちづくりの推進に貢献するよう努めることを規定しています。また、事業者の主体性を尊重した上で努めていく必要があると考えています。
25	第7条(議会の基本的役割 と責務)関係 第10条(職員の責務)関 係		議会基本条例が先にできている。その中のエキスを抜いてこの4 項目にまとめている。言葉としては多分一緒である。	坂ノ市		議会と職員の性格の違いを表現したもので あり、異なる表現としています。
26	第8条(市長等の基本的役割と責務)関係 第9条(市長の基本的役割と責務)関係	第3即の「中長寺」ということで、カリでいるか、2項にカリた珪田は門 か。 	「市長等」は第2条の定義に定義している。「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、その他の市の執行機関及び、水道事業管理者、こういったものを含んだものを「市長等」という形で表現している。「市長」というのは、その中で特に市長がしなければならないことがある場合には、主語を市長としている。	大 在	議会	「市長」は、市の行政の代表者であり、他の 執行機関とは別の責務があると考えられる ことから、「市長」の責務を特に抜粋して定 めています。
27		「職員は、職務に必要な専門知識の習得及び能力の…」とあるが、若い職員に能力はない職員が多い。課題である。		文化会館	執行機関 議 会	質の高い行政サービスに向けて、職員 個々が資質の向上に取り組んでいかなけ ればならないと考えています。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
28	第17条(情報公開)関係	市政に関する情報について、情報の公開を求めることができるということが書いており、ここでは、このような漠然とした表現になることは理解できるが、具体的な内容の規定をこれから定めることになるのか、それとも既存のシステムのままで運用していくのか。また、多くの市民は、日常的に市政の情報などには深く関わっていないので、いざ必要な情報が欲しいという場合にも、どこでそれを求めれば良いのかがわからない。そうしたことが分かりやすくなる決まりなどができるのか。	ている。しかしながら、市民参画を進める上で、市民と行政が必要な情報を共有するということは、大変重要なことであるため、この条例においても、敢えて情報公開に関する基本事項を定めることとしている。市には、情報公開室という専門の部署を設けて、情報	明治明野	市政運営	市民参画を進める上で、市民と行政が必要な情報を共有するということは、大変重要なことであるため、この条例においても、敢えて情報公開に関する基本事項を定めることとしています。市には、情報公開室という専門の部署を設けて、情報公開に関する相談に応じているとともに、個人情報の保護に支障が無い一般的な行政情報については、随時情報提供を行っていますので、それらを積極的に利用していただきたいと考えています。
29	第17条(情報公開)関係 第24条(市民提案)関係 第26条(住民投票)関係	資料1の4ページに、「情報の共有化」、「市民の提案」、「住民投票」とあるが、詳し〈説明をいただきたい。	手続き的な部分で言うと、情報公開では、市民と情報を共有するために色んな情報を公開している、情報公開条例がある。住民投票は、地方自治法で規定があるが、今後団体意志としてこの条例を根拠に住民の投票を行う時のものである。市民の提案は、今は色々な制度で意見、要望等をいただいているが、この条例では第24条に謳っている。そういうことを市の団体意思として、条例に規定したという形になっている。	佐 賀 関	 市政運営	・「情報公開」については、市民と情報を共有するために様々な情報を公開している情報公開条例があります。 ・「住民投票」については、地方自治法で規定していますが、今後団体意思として、この条例を根拠に住民の投票を行う時のものです。 ・「市民の提案」については、今は様々な制度で意見、要望等をいただいていますが、この条例では第24条に謳っています。そういうことを市の団体意思として、条例に規定したという形になっています。
30	第20条(危機管理体制の 整備等)関係	東日本大震災のため、全国的に危機管理が言われているが、これに関するものは第20条にしかない。具体的な手立てが条文化されてもよいのではないか。	第11条に総合計画を規定しており、最上位の計画となっている。この総合計画の中で、防災、安全の確保の規定があり、これを受けて地域防災計画を定めている。地域防災計画については、東日本大震災を受けて、県が計画の改訂に向けて作業を進めているので、これとの整合性を図りながら、市としても改めて策定することになる。さらに、これを受けて細かな事業を実施していくことになる。	- 稙田		本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、具体的な方法を条文で規定することは適切でないと考えていますので、個別の施策の中で対応して行きたいと考えています。なお、危機管理については、地域防災計画などにより対応していくことになります。
31		か。 市からの依頼に対し、それの末端組織は自治会(住民組織)である。 その位置付けをどういうふうにしているのか。 また、検討会の中で、 どういうふうに運用していこうという意見が出たのか。	「地域コミュニティ」という場合には、町内会や自治会などの組織がある。その組織を代表する方と行政側の組織と重なる接点のところに自治委員(特別職公務委員)がいるが、行政の組織としての自治委員と町内会の組織の長である町内会長とは、分けて考えるということで決めてきた。なお、その使い分けは、以前から問題になっている。議論はあったが、結論は出ていないので今後検討したい。		市政運営 市民参加 まちづくり	自治委員と町内会長には、ご意見のような問題点の指摘もありますが、条文としては第21条と第29条を特に関連付けて考える必要はなく、内容的に問題はないと考えています。
32	第22条(市民参画)関係 第27条(審議会、懇話会 等)関係	ることであり、このことは非常に素晴らしいことだが、複合文化交流施設や県美術館にしても、常に作るという行政の決定を前提に進められてきたという印象を持っている。今後、この条例が制定されることによって市民参画や情報提供が積極的に行われるようになれば、市民目線での意見が取り入れられて、必要な見直しなどが行なわれるようになるのか。	いただくというのではなく、案を作成する段階から、検討委員会等 を組織して、広く市民の意見を反映させるための取組を行ってい	明冶明野 	市民参加 まちづくり	第4条では、「情報共有の原則」を、また、 第9条では、政策の立案等の過程において 「市民への説明責任を果たす」等と規定し ていることから、これまで以上に情報の共 有を図り、市民主体のまちづくりを進めて行 きたいと考えています。
33	第23条(協働の推進)関 係	23条だけ、市民、議会、及び市長とあるが、ほかの所は全部、市長、議会、市民となっている。ここだけどうして順番が変わるのか。協働を推進する時には市民が立役者ということか。それで順番を変えているのか。	今後、整理の段階で調整する。	文化会館	ーナナベノハ	市民、議会、市長等が一体となって目的と情報を共有し、お互いの理解と信頼関係のもとに、協働によるまちづくりに取り組むをことをより強調して規定しているため、「市民、議会、市長等」の表現にしています。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
34	第24条(市民提案)関係		市民の提案は支所もよいし、市長室が提案制度を設けて、常時募集している。	佐賀関	市政運営	市民提案については、常時募集していますので、活用をしていただきたいと考えています。
35	第24条(市民提案)関係 第25条(市民意見の聴 取)関係 第26条(住民投票)関係	「第5章 市民参画等」に「市民提案」、「市民意見の聴取」、「住民投票」が謳われているが、実行するには大きな困難が伴うと思うが、これを実現するようにお願いしたい。		大 南	市民参加	市民からの意見や提案等の聴取については、これまでも様々な取り組みを行っているところですが、今後もあらゆる機会を通じて、より積極的に取り組んでいきたいと考えています。
36		住民投票は、てりいりよりな回起か起こりも、負成・反対といりよりな形も 一つのまとめができた時に 古けそれに縛られるのか	第26条では、「その結果を尊重しなければならない。」とある。そういう事案が発生した時には、条例は議決事件であるので、議会の意思を確認し提案して議決後に住民投票を実施する形になる。			第26条の規定に基づき住民投票を実施した場合、市長はその結果を尊重し、判断していくことになると考えています。
37		市民が住民投票を要請するような項目がない。市民が直接、市政に対する要望、住民投票をしてほしい、どこか審議会を作ってほしい、という要望を取り上げるシステムがこの中にない。それは是非入れていただきたい。	い。将来的に、その部分は充実されてくると予想するが、元がなけ	佐賀関		「住民投票」については、本条例により事案ごとに必要事項を別に条例で定め実施することとしています。また、第9条第5項には、「市長の基本的役割と責務」として、市民の意向を市政に的確に反映させる努力義務を、さらに、第21条には、「市長等は、機動的かつ効率的な行政運営が可能となる行政組織の編成を行うこと」を規定しています。
38	第26条(住民投票)関係	市民の要望があれば住民投票も行うということを26条の中に入れて欲しい。一方的である。条例であれば、その中にその下の条例の根拠となる条文がないと、これは作れない。市長がこれについて書いてあるなら、住民もということを書いて欲しい。そうしたら、市長の権利をここに書くよりも住民の権利を書いて、市長の分は、地方自治法にありますよと書いたほうが柔らかくなっていいのではないか。ここに書けないのか。		文化会館		第26条は、市政に係る重要な事項について、住民の意思を確認するため住民投票を行うことができることを規定しているものです。住民の権利としての住民投票は、地方自治法第74条に規定していることから、本条例に敢えて規定する必要はないと考えています。
39		第26条について、地方自治法に疎いものにも分かるように、 <mark>項目を1つ</mark> <mark>追加して欲しい。</mark>	それも含めて検討する。			
40				野津原		第26条の規定に基づき住民投票を実施した場合、市長はその結果を尊重し、判断していくことになると考えています。また、住民投票に関する住民からの請求については、地方自治法の規定にある条例制定の請求を通じて実現が可能です。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
41	第26条(住民投票)関係	住民投票で決定したものについて、絶対的なものはあるのかどうか。また、住民からはできないのか。	住民投票が行われた時の拘束力について、基本的にこの部分の拘束力はない。ただし、結果は尊重しなさいという形になっている。また、地方自治法74条の規定により、住民の50分の1の署名をもって条例の制定、住民投票条例を制定しなさいという請求ができる。それに基づいて、議会が議決をすれば執行される。	野津原	市民参加まちづくり	住民の権利としての住民投票は、地方自治法第74条に規定しています。また、第26条第2項では、「市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定しています。
42	第28条(都市内分権)関 係	市に法面の草刈をお願いしたが、「予算がないからできない」と最初の年に断られた。第28条に課題の解決が謳っているようだが、小課題を吸い上げるシステムや、限られた予算の中で優先順位をどう決めるかも書いていない。そういうシステムを具体的に載せられないのか。	地域における課題解決は、第29条に記載されている。支所には 地域推進担当を置き地域活動を支援している。この条例は理念を 謳った最高規範であるが、個別の課題について行政として如何に 吸い上げ、如何に実行していくかについては第9条に謳っており、 また、この条例は、まちづくりを皆で行っていこうというものであ る。行政、市民、議会がそれぞれの責任、権利等を持つということ を謳っているので、全体像を見て判断いただきたい。	大 南	市民参加まちづくり	本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、具体的な方法を条文で規定することは適切でないと考えていますので、個別の施策の中で対応して行きたいと考えています。
43		市が、地域コミュニティは自治会や子ども会などを指し、条例に定めることで、今まで以上の責務が求められると新聞に記載されていた。この辺の意味がよく分からない。自治会や子ども会は任意団体であって、市民の責務を果たせと言うなら、子ども会に限ったことではないと思う。ところが、ここには地域コミュニティは子ども会や自治会であり、今まで以上に責務を果たせとある。新聞の内容がが違っているなら、検討委員会として、これは間違っているということを伝えないといけない。	新聞は、中身を正確に伝えないといけないが、一部分だけ特出して文章を出すので、前後の言葉が抜けてしまうとつながらなくなる。地域コミュニティ自体は、子ども会を含め色々な団体があるから、それを総称して呼び、そこに責務を与えるのではなく、その地域をしっかりと運営するために、持っているノウハウを使い、その責任の上でしっかりとやっていただきたいと思う。新聞の記者に対し説明した。地域コミュニティは第29条にあり、「市民の責務」が第6条に書かれている。恐らく、これらのことが記事の短い文章の中で書かれているので、「地域コミュニティ」と「責務」が混じったのではないかなと思う。			地域コミュニティは、自治会や子ども会などを指しますが、それぞれが持っている/ウ ハウを使い、その責任の上でまちづくりを 行っていただきたいと考えています。
44		どういう地域の特性を活かすのか。「地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し」とは、どういったと	1	文化会館		地域コミュニティとの協働により、まちづくり を推進するために、積極的に関わりなが ら、地域の合意形成に支援していきたいと 考えています。
45		地域で責務をと言われた時に、私たちも苦しんでいる中で、そういう言葉を入れられると非常に負担になる。都市計画の顕徳町での話もあったが、具体的な方法で検討を進めていただきたい。				本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、具体的な方法を条文で規定することは適切でないと考えていますので、個別の施策の中で対応して行きたいと考えています。
46			地域の特性というものは、それぞれの地域でどのようなまちづくりをするかの話し合いをするとか、一つの目標をもって行動するとか、その中で生まれてくるもの。市がどうしなさいということではなく、あくまでも市民の皆様の自発的行動の中から生まれてくるものである。			地域の特性を的確に把握し、それを生かし ながら取り組んで行きたいと考えています。
47		いうことが。	「大分市自治基本条例」と言った時の自治は、大分市の自治である。ところがこの自治というのは色々関係性を持っている。大分市としての大きな自治を考えるための基本条例なのだが、都市内分権の問題もあり、この大きな自治というのは色んな自治組織の構造と言うか、組み合わせの中で一つの自治を任せることになる。大きな意味では全体の自治だが、各々の自治のことについても無関係ではない。	大 在		「自治」については、様々な形態の「自治」がありますが、それぞれの「自治」の取り組みにより、本市のまちづくりが行われていくことになると考えています。

	項目	意見	会場での対応	会 場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
48	第32条(この条例の位置 付け)関係	いうことでよいか。	「最高規範」の位置付けをしているが、それぞれの条例についての上下関係はない。大分市のまちづくりの方向性を定める基本条例になるので、条例の見直しを行う場合は、この条例に基づいて見直しすることになる。また、行政運営や議会活動は、この条例に基づいた形で行うことになる。今後条例を作っていく場合は、この条例に基づいて作っていくことになる。見直しをする場合も同じである。なお、この条例は理念を示しているということである。	大 南		本条例は、理念を謳った最高規範となります。なお、「最高規範」とは、他の条例、規則、要綱等を制定・改正する際には、この条例の趣旨を尊重し、あるいは、他の条例の解釈や運用の指針とするなど、この条例と他の条例との整合性が保たれるようにしなければならないということです。
49	第32条(この条例の位置 付け)関係	この条例は大分市の最高規範であるということである。資料4に体系イメージが付いているが、もう少し詳し〈説明して欲しい。	最高規範制について、国の法体系を見ると、最高規範として憲法がある。憲法の下に、国会で制定される法律がある。法律の下に地方公共団体が制定する条例がある。このまちづくり自治基本条例は、条例の中の最高法規という位置付けをしている。ここに、ピラミッドの頂点にまちづくり自治基本条例を掲げたことによって、存在する個別の各条例が十分にまちづくり基本条例に沿った内容になっているかどうか、精査されてくる。個別の各条例、更には各規則、規定等が更に前進していくのではないかと期待される。そういう意味で、条例はできているからよいというのではなく、条例が更に精査されていく。更にはまちづくり基本条例に該当する、それを個別に具体化していくような条例・規定が存在しないとなれば、それは更に新たに制定し規定するということになっていくという推進役の役割をこのまちづくり自治基本条例が果たすという位置付けである。	鶴崎		会場での対応のとおり
50		「まちづくり」という意味でいうと、自治会等が行っている活動が「まちづくり」になると思っているので、条例ができることは活動の目安がはっきりしてくるので、よいと思う。逆に、自治会活動が「まちづくり」の一つの役割を担うべきとこの条例で位置付けられれば、何故「まちづくり」まで担うことになるのかということもある。			全体	自治会等の活動そのものがまちづくりであり、その推進にあたっては、自治会等と市長等が協働し、地域の特性を活かした取り組みを行うことで、自治会等が有する地域力が最大限に発揮されるものと考えています。
51		地域の住民の中には、自治会に加入しない人がいる。この問題は、自 治会だけでは対応できないのが現実である。何かよい知恵がないかと 思う。				本条例の理念に基づき、市民が一体となったまちづくりが図られるものと考えています。
52		毎年自治委員が変わるところがあり、活動の中身に差が出ている。誰でも簡単に自治会長になってよいという時代とは違ってきたのかなと思う。 自治基本条例の持つ意味は大きいということで評価したい。	昨年の市民意見交換会時に、「自治会活動が困難を極めている」 という意見をいただいたため、市長に説明し、自治会のサポートプ ランを促進しようとしている。庁内の部局長、課長で構成される推 進会議を立ち上げ、自治会の活性化、加入促進、運営支援、職員 の地域行事への参加等、検討を行っている。この会議の効果を積 極的に出したいと考えている。	稙田		本条例の目的である、市民主体による自治の実現を図ることに向け、取り組んで行きたいと考えています。
53		この条例が制定された後に、この条例に基づ〈新たな施策が考えられるのか。	市長は、地域の活性化のために、例えば補助金等の一括化を図りながら、自治会が地域の運営をよりやりやすくできないかということも考えている。この条例の中に都市内分権の規定があり、地域の皆さんに独自性を発揮していただくため、権限、財源を移譲しながら、より地域活動を活発化させたいという主旨で規定されている。			本条例の理念に基づき、新たな施策などに 取り組んで行きたいと考えています。
54		「自治」は、それぞれの集団で「自治」がある。大分市の自治活動が上手 〈い〈ためには、自治会の活動が大きい。自治会をもう少し助けてもらい たい。その点は、よろし〈お願いしたい。				本条例の理念に基づき、市民が一体となったまちづくりが図られるものと考えています。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
Ę	55	市民の意見が行政に反映されるということについて、市民と議員は概念的には一つでよいのではないか。また、議員に住民の声を伝える仕組みが足りないと思う。	市民と議会と行政の関係でこの条例を作ろうとしている。議員の役割としては、今後行政のチェック機能が大きくなってくると思う。そのために、議会基本条例には市民への対応が細かく規定され、この条例の第7条には、議会の役割と責務の規定がある。	稙田		会場での対応のとおり
Ę	56		この条例の内容は、これから行政と市民が手を取り合って、どのような取組を行っていくかという方向性や、それに向けて市民の方に是非お願いしたい事項などについて定めているものであり、個別の施策については、他の条例や各種計画の中で定められることから、現段階で具体的な事例を挙げることはなかなか難しい。だが、この条例を定めることによって、市民総参加の機運が高まってくれば、例えば自治会への未加入の問題など様々な問題の解決に対しても良い影響が及ぼされるであろうと考えている。			本条例の制定により、本市のまちづくりに必要な情報を市民、議会、市長等が共有することで、市民参画の機会が確保され、市民の意見等がより市政に生かされるようになり、市民主体のまちづくりが推進できるものと考えています。
Ę	57	国内会として、いっいっな町のとしの内勤を行っている中で、巾がらも補助金をいただいていることはありがたいのだが、使途についての制約が多くて、なかなか思ったとおり活動に活かせないという実態がある。本当に良いまちづくりを行うためには、できるだけそうした制約をなくしてもらいたい。これは、市にとっても国からの補助金の使途が細かく決められていて、使いづらいというのと同じことだと思う。	国から地方への補助金についても、使途について地方が自由に選択できる一括交付金化の取組が行われようとしているが、本市においても、そうした流れの中で、地域内分権や地域への一括交付金化を目指そうということで、これをどのように進めていくかという検討を行っている。また、「地域まちづくり活性化事業」や「ご近所の底力再生事業」などについては、地域への一括交付金化に向けての検証の材料という意味も含めて行っている。			本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、具体的な方法を条文で規定することは適切でないと考えていますので、個別の施策の中で対応して行きたいと考えています。
Ę	その他意見	既に自治基本条例を制定済みの他都市において、条例制定によるメリットとしてどのような効果があったのか、紹介できるような実例があれば、 教えてほしい。そうしたことを含めて、市民の方への広報・周知を、より積極的に行っていただきたい。	確にすることで、より市民に開かれた行政が行われるようになって	明治明野	全体	市政に参加する市民が増えたことや、市政への意見・提言について、以前よりも建設的な内容が寄せられるようになったという事例があります。また、市民への周知は、
Ę	9	他の先進市、特に同等規模の都市における状況の中で、市政への市民参画が進んでいるとか、行政主導ではなく市民の意見が十分に反映された政策判断が行われるようになった実例などを示してもらえると、条例の必要性や市民参画の重要性が、より分かりやすくなると思うが。	ご意見の主旨は、情報の共有化の推進と、それによる市民参画の促進が重要であるということかと思うが、そのための一つの方法として、こうした条例の制定というのがある。これまで、市民が中心となって策定した条例というのは無かったと思うが、市民主権という考え方に基づいてこのような条例を策定するということは、情報共有・市民参画を進めていくという姿勢の表れでもあるので、これを機に、そうした取組をさらに進めていきたい。			市報やホームページ等をはじめとして、あらゆる機会や方法を通じ、積極的に取り組んていきたいと考えています。
6	50	こうした意見交換会を開いていただいたことは、非常に良い事だが、この 1回で十分な説明が終わったということにはならないと思うので、今後も 広〈市民に周知させるための方策を工夫して行ってほしい。				市民への周知は、市報やホームページ等をはじめとして、あらゆる機会や方法を通じ、積極的に取り組んていきたいと考えています。
6	1	「まちづくり」の定義がはっきりしない。		大南		「まちづくり」という言葉は、多岐にわたる意味や価値観を含んでおり、それぞれの理解の仕方や様々な活動の形があると考えています。そのため、本条例では厳密な定義をせずに、それぞれの地域の状況や論じる人の立場・考え方によって、様々な捉え方ができる余地を残すべきと判断しています。なお、逐条解説では、「まちづくり」について説明しています。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
62		巴マな怕談について、「拍して文けて派りガけるンステムラ\リか必安 である 窓口で的碗に広えるようにして効しい	各支所に自治委員等の意見を受けてとめ、各課に引き継ぐように しているので、まず支所に相談していただきたい。なお、窓口での 対応については、行政課題ということで持ち帰る。			本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、具体的な方法を条文で規定することは適切でないと考えていますので、個別の施策の中で対
63		基本条例を整理するための会議に終わっているようだ。地域の問題をきちんと把握してもらい、処理をしていく。そういう方法を具体的に検討していただきたい。	今の意見は、行政に対する課題という事で持ち帰る。どういう問題に予算を使って欲しいかを行政がきちんと把握して予算を振り分けていく、という考え方も取られていかなければならない。			応して行きたいと考えています。
64		他都市の制定状況はどうなっているか。	最高規範性を有する条例は、200超となっている。			会場での対応のとおり
65		苦情や問題を提起するが、それに答えられないようであれば、この条例を作っても絵に描いた餅になる。また、議会もそれをしっかり監視し、また指導するような体制をとる必要がある。市民の要望に応えられるよう	この条例では、行政の責務ということで職員の責務等を謳っているので、この基本条例ができたら行政も変わらないといけない。議会も議会基本条例ができているので、議会としても変わっていかなければならない。この条例は、行政も変わるという決意の下で作っているので、それを踏まえて監視していきたい。	大南	全体	本条例の制定により、市民主体のまちづく りに取り組んで行きたいと考えています。
66		てくれてよい。それであれば、この条文でそういうことをやることになって	この条例に含められるかどうか、委員で検討する。「まちづくり」が 漠然としているという話しは部会の中でもあった。それを狭めた範 囲で固定すると、持っているイメージが膨らみきれない。イメージ を膨らませ、個々のまちづくりから大分市のまちになって欲しいと いう願いで条例案を作っている。			本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、具体的な方法を条文で規定することは適切でないと考えていますので、個別の施策の中で対応して行きたいと考えています。
67		「よら」、「い」を定義すると範囲が狭められるのであれば、範囲を宝部八れたらよい。ここの条文ではなくても、どこかでそれを定義して欲しい。別の条例でもよい	具体的なものは、この条例から派生する他の条例が出て〈る。そういう問題についは5年で見直すとか、個別条例がいるということになった時に、それが成案されることになる。これを基にして制定される。			「まちづくり」という言葉は、多岐にわたる意味や価値観を含んでおり、それぞれの理解の仕方や様々な活動の形があると考えています。そのため、本条例では厳密な定義をせずに、それぞれの地域の状況や論じる人の立場・考え方によって、様々な捉え方ができる余地を残すべきと判断しています。なお、逐条解説では、「まちづくり」について説明しています。

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
68		一部の人が雲の上の話をしているようだ。 自治会の問題について、話が 通るような制度にしないといけない。	今の意見は持ち帰り検討する。	大南		本条例の制定により、市民主体のまちづく りに取り組んで行きたいと考えています。
69		罰則、拘束力、強制力はあるのか。罰則も拘束力も何もないとなると、市 民がこんな事にいちいち構っていられるかということが実情ではないか。	罰則等は設けていない。地方分権の中で、市民にも自己責任・自己決定という方向付けができている。主体的にまちづくりに参加するという流れの中で、作っていこうとするものである。			本条例は、まちづくりの基本的なルールを 定めたものであり、罰則等の規程は定めて おりません。
70		かなりまちづくりに参加している。市が草刈りとかをしないので、ボラン ティアでやっている。	現状でやっていないということではなく、さらに市民が主体的に取り組んでいただきたい。そして市や議会等に積極的に意見、提言をしていただく。意見が確実に市政に反映されるので、そういう意味も含めて条例を制定するということである。			本条例の制定により、市民主体のまちづく りに取り組んで行きたいと考えています。
71	その他意見	この条例ができれば、市民が要望したら実現するのか。小学校に通うのに歩道のある通学路と歩道の無い通学路がある。一つの差別ではないか。	歩道については、物理的な事情があると思う。今のような意見を 積極的に出されることで、行政側も情報を積極的に開示し、開か れた行政が行われることになる。 積極的に意見を挙げる機会作り になる条例である。			本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、具体的な方法を条文で規定することは適切でないと考えていますので、個別の施策の中で対応して行きたいと考えています。
72		検討委員の中で、自治会の総会で自治会をよくしたいという意見を出された委員がいれば、意見を聞いてみたい。	私の自治区には、850軒あって約2000人が住んでいるが、参加率は1%である。そのため、毎月手書きの回覧板を作ることで、町内の行事やまた進むべき方法は理解して〈れるようになった。私の校区では、毎月1回会議を持ち情報の共有を行い、意見交換をしている。自治会でできるものとそうでないものを区別している。校区には一斉に周知している。そういうことを検討したらよいと思う。	坂ノ市		会場での対応のとおり
73		この発想の原点は、地方分権の時代を迎え、どうコミュニティや市が対応していくかという基本的な考え方を持たれているのか。	地方分権により、それぞれの権限や責任が拡大し、それに伴い自己決定・自己責任が求められる流れになっている。自治体としても、地域のことは自らの責任においてまちづくりをやらなくてはいけないということで、その流れの中でこういう動きが起きている。			本条例の理念に基づき、市民主体のまち づくりを進めて行きたいと考えています。
74			国が希望した訳ではな〈、地方分権の流れの中で、責任や権限の 拡大に伴い、自己責任・自己決定によってまちづ〈りを進めなければいけないということに基づいてこれが広まっている。			会場での対応のとおり
75		市議会では、どのような意見集約がされているのか。	市議会で集約しているという所までは至っていない。市議会議員が各会派から代表で9名この検討委員会に出て、各部会に分かれ条文ごとに検討している。各個人の意見等を述べながら、この条例の提案に向けて参加している。議会に上程されれば、そこで検討する形になる。			会場での対応のとおり

項目	意見	会場での対応	会 場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)					
76	先進地はどういう所にあって、これを作ったために新しい動きが出たということを感じられているのか。	全国の市町村の中で、約200の自治体で制定している。基本的に市民の権限や責任が明確になることによって、自ら進んでまちづくり、自治体運営に参画していこうという意識が醸成される。それにより、自治体の運営が活性化し、更には自治体、議会の責務、役割が明示され、積極的に情報公開して、市民に開かれた行政を行っていく。そういったメリットがある。								市政に参加する市民が増えたことや、市政への意見・提言について、以前よりも建設的な内容が寄せられるようになったという事例があります。また、市民への周知は、市報やホームページ等をはじめとして、あらゆる機会や方法を通じ、積極的に取り組んていきたいと考えています。
77	まだ意見が反映しにくいことがある。自治会での意見、それが直接議会にいくかどうか。そういう組織、そういう場を作る必要がある。自治会長の集まりでの提案、そこに議員が行き状況を把握する。そういう体制作りを考えて欲しい。									
78	「まちづくり」という概念について、教えていただきたい。	この「まちづくり」は、コンクリートで作った建物や道路等を想像するかと思う。 そういうものも含めて、また内面的な、精神的なものを含めて「まちづくり」という言葉にしている。	坂 <i>J</i> 市		「まちづくり」という言葉は、多岐にわたる意味や価値観を含んでおり、それぞれの理解の仕方や様々な活動の形があると考えています。そのため、本条例では厳密な定義をせずに、それぞれの地域の状況や論じる人の立場・考え方によって、様々な捉え方ができる余地を残すべきと判断しています。なお、逐条解説では、「まちづくり」について説明しています。					
その他意見 79	ただきたい。	今の意見は今後検討する。みんなで大分市のまちづくりをやっていきたいという想いの中で、理念として、言葉としてまとめたものがこの条例である。時間的な流れの中でまた定着していく。行政もこの条例に書かれた趣旨の下で行政を執行していくので、そういう意識、システムを形作っていきたい。		全体	本条例の制定により、市民主体のまちづく りが推進できるものと考えています。					
80	「資料1」の3について、「ということにならないかもしれないが」ということを、文字でいきなり書いたらダメになるのではないか。 もっとプラス的なものの表現で書いていただ〈と私は嬉しかった。	条例そのものが大分市をこれから変えていく力になるのではなくて、この条例ができた後に、どれだけ真摯に大分市のまちづくりをやっていけるかという意味合いを含め、条例ができただけでは変わるものではないという意味合いで表現した。			市民への周知を図る中で、対応して行きたいと考えています。					
81		理念部会では、「市民」、「住民」の定義、前文の中に条例全体に係る精神をどう盛り込むかという所で大きな時間を取った。市政運営部会では、今まで大分市が取り組んできた行政運営を継続しながら、皆さんにわかりやすい形で伝えることと、「まちづくりの推進」の中に「多様な文化の尊重等」が入っているが、部会の議論後に全体会で協議し、最終的には「まちづくりの推進」の中の一つとして挙げることになった。市民部会では、自治会の運営をする上での問題点、それをどうやって今まで運営しているかということをまとめていくのがこの自治基本条例であるとの議論や、自治会の運営を行うのに何をすればよいのか、この自治基本条例をどう使えばよいのかについての協議を行った。執行機関・議会部会では、議会基本条例を先に制定したので、その中身との整合性の議論が若干出た程度である。また、地方分権一括法ができており、市長の権限が大幅に増えてくるが、その中で議会のある役割、今後の役割の議論があった。市民参加・まちづくり部会では、委員それぞれの活動を振り返りながら、納得して一つ一つ進んできた。また、「協働」に対する定義は、かなり議論を重ねた。	佐賀関		会場での対応のとおり					

	項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
82		この条例ができて施行になった時に、市民にどのようなPRをするか。その方法について教えていただきたい。	【事務局回答】 条例は来年の3月の議会で上程をしたいと考えている。その後は、まずは市報に掲載をしたい。また、シンポジウムを開催し、条例ができた後のまちづくりはどうあるべきか等の形で市民にPRしたい。また、ホームページに記載することや、市長の「おでかけ市長室」でも話をしたい。幅広〈市民に周知していきたい。また、この条例は、中学生にもわかりやすい条例をという事で、平易な文章表現をしている。中学生に条例を授業の中で取り上げ、今後の大分市政を十分認識していただ〈というような形で、そういう子ども達にレクチャーをしていきたい。	佐賀関		市民への周知は、市報やホームページ等をはじめとして、あらゆる機会や方法を通じ、積極的に取り組んていきたいと考えています。
83		この検討委員会はいつ設置されたのか。市民にどういう情報を提供したのか。昨年、中学校単位で開催をと発言したが、実施されていない。設立月日と今後の考え方をお尋ねします。	設置したのは平成20年6月である。2回目の市民意見交換会開催するまでに87回の検討委員会を重ねた。通常、資料は本庁、各支所単位で資料を置くが、地区公民館、校区公民館にも資料を置き、周知している。			会場での対応のとおり
84		87回行い、今回は2回目の市民意見交換会だが、小単位での開催の話があって当然よかったのではないか。	87回と言う話の中で、我々委員は各々仕事を持っている。一定の限界というのがあり、理解をいただきたい。			ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
85		87回もやって、意見交換会が余りにも少ない。2~3人で各地区に分かれて回数を多くすることは可能と思う。1人、2人と委員が分かれて説明会をしないのか。				ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
86	その他意見	委員の考えが統一できたところで、説明会を開いたという説明をされた。 そうであれば、2,3人に分かれてもできるのではないか、というのが私の 質問である。自己矛盾を感じていないか。	市民意見交換会の開催の規模の問題については、これまでも色んな形で議論をしてきた。多くの市民から意見をいただきたいが、そういうことにならなかったということである。委員ができる範囲で誠心誠意お願いしている。ご理解いただきたい。			ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
87		この基本条例の必要性については、あって当然のものであり、遅きに失している。議会、市長、市民がどういう立場で話し合いをするか、という基本的な部分について共通理解があまりない。したがって、なかなか効率的に要件を踏まえて話し合いを進めることができない。回数を更に重ねてもさしたる進展はないと思う。説明会を重ねることはないので、中身に入って欲しい。		文化会館		いただいた意見をもとに、条例制定に向け 取り組んで行きたいと考えています。
88		委員の間で意見が統一できないから、一人一人が説明できないと言うやり方が理解できない。なぜそのようなやり方が取れないのか、ということを何回も聞いている。2、3人で集まってすれば、50、60ヶ所でできる。そういうやり方をされたらどうか。また、企業への説明が無いのはおかしい。	回は、商工会議所にお願いし開催案内を送付した。企業も参加で きるように土曜日で3回開催する。また、NPO団体、市民活動団			ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。

	項目	意見	会場での対応	会 場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
89		こちらからの希望があまり盛り込まれていない。こういう意見が出ているのであれば、それを取り込んで、今後こういうふうにするという形で前向きに受け取ってもらいたい。				ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
90		3月の制定を非常に急がれているが、わずかな人数の意見を吸収しても地域にこれが浸透するのはもっと先になる。条例は制定してもよいが、なぜ3月なのかがよ〈分からない。	3月に期限を切っているわけではない。結果的には、そういうことになる可能性が高いということである。3月までに何が何でもやっていかなくてはというような、全体会の共通理解ではない。一つの目標の時間設定として、3月をゴールインとして目指すということである。			会場での対応のとおり
91	その他意見		会がどういう場面でできるのかについて、検討することから始めたい。	文化会館		ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
92		偉い人ばかりで集まり話がまとまって、市民には責任や行動を押しつけている。おかしい所があるのに、委員は見直さな〈て来年3月を目指すのはいかがなものか。				ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
93		この条例は、地方自治法とどう関係しているのか。また、地方自治法の中にあれば、この条例の中に書かな〈ても良いのか。	自治基本条例というのは一般的な理念や基本的なルールを記載している。市の条例というのは、憲法、国の法律、法令の範囲内で定められるということになっている。それに違反することはできない。何を載せるのかということについては、今、大分市の中で基本的なものを選んで、選別して載せたということで、法律、法令を全て入れることは難しいと思う。			本条例は、市民、議会、市長等の役割と責務を明確にし、まちづくりを行っていく上でのルールを定めたものです。当然、内容については、憲法、法律に違反しない範囲内で定められるものになります。
94		市長が変わっても、自治の方向性が変わらないように、この条例を設けたわけではないのか。	自治の方向性にはいろんな捉え方があると思う。180度変わるようなことにはならない。条例は生き物だと思っているので、よりよい条例になっていくように、その時その時によって変わっていく。それがずっと続くと捉えている。			本条例は、市民、議会、市長等の役割と責務を明確にし、まちづくりを行っていく上でのルールを定めたものであり、市長の政策を左右するという趣旨のものではありません。なお、附則において、本条例の見直しを謳っています。
95		この検討委員会として今後の日程等がどうなっているのか。	今回9会場で意見交換会を行っているが、そこで寄せられた意見を持ち帰って全体会で検討を始める段取りとなっている。3月は目標である。絶対的なものではない。意見は一つ一つ精査する。			平成24年3月の条例制定は、一つの目標として捉えています。

	項目	意見	会場での対応	会 場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
96	5	昨年の説明会との変更点について。	【事務局にて回答】			_
97	,	市民のために、少しでもよくなるためにこれをしているということであるが、今まで市民のためにしていなかったのか、市議会は。87回も会議をして決まらない、そんな基本条例だったら、私は不要と思う。	今回の意見交換会は、最後のまとめということでのご意見をさらに拝聴するという、最終段階での意見交換会という位置付けにしている。市民のために今までやっていなかったのかとあったが、そういうことではない。この自治基本条例というのは、今やっているような市民協働のまちづくりをはっきりと明文化し、今やっていることを基に、よりこれから議会、行政、市民のそれぞれの役割を確認できるような形のものを文章化したものがないので、それを作ろうということである。			これまでも様々な取り組みを行っていますが、本条例の制定により、これまで以上に市民主体のまちづくりに取り組んで行きたいと考えています。
98		文化会館の時は、スケジュールが決まっていないという説明ではなかったか。	委員の一人として、そこに目標があるという前提で検討をしてきた つもりである。			平成24年3月の条例制定は、一つの目標 として捉えています。
99		機能的には私は意義があると思う。議会基本条例は、この条例とはどう	議会との関係は、この条文の第7条での一文しかない。基本的には、この議会基本条例に基づいて運営をする。だから、自治基本条例の大きな一部に、議会基本条例が入っているという意味合いで捉えていただければ良いと思う。			議会基本条例は、本条例のもとに運営をすることになると考えています。
100		市民がもっと積極的に市政に参画して主体になって欲しいという狙いが あるものと感じているので、市民基本条例を作ってはどうか。		大在		本条例は、市民、議会、市長等の役割と責務を明確にし、まちづくりを行っていく上でのルールを定めたものであり、まさに市民が主体となって積極的に市政に参画するための条例です。したがって、ご意見の趣旨と同じものと考えています。
101		参加者が少ない。この人数しか集まらなくて、市民の理解を得ることはできない。	今日来られている方々は、地域活動の中でこういうことをしていると伝えてくれていると思っている。47万人の想いを後世にも繋げながら、大分市が一番住みよいまちである、というそんな誇りあるまちに持っていこうじゃないか。持っていきたいという想いがこの条例の中に入っている。			市民の理解を得るために、条例の内容はもとより、取り組み等についても市報やホームページで掲載を行うとともに、地区公民館及び校区公民館に資料を配布し、周知を図っています。さらに、企業、NPO団体、市民活動団体についても、今回の市民意見交換会開催の案内を送付したところです。このように、一人でも多くの市民に周知できるように取り組みを進めていますが、引き続き力を入れていきたいと考えています。
102		これをすると、一つの部局が作られるのではないか。また、市には色々 な問題が各部局にある。				第21条の規定に基づき、取り組んで行き たいと考えています。
103		資料の1の1について、最初の2行で、「まちづくり自治基本条例とは、一般的に、市民、議会、行政が一緒に自治、市民主権のまちづくりを進めるための基本的なルールを定めたものといわれています」とあるが、これは説明ならよいが、主体的に、大分市はこういう事で作ろうと思っていると言った方がよい。ここに入れるとしたら、「まちづくり自治基本条例は、市民、議会、行政が協働して自治、市民主権のまちづくりを進めるための基本的な事項を定めるものである」と積極的に書いてはどうか。				本条例に反映していると考えていますが、 ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。

	項目	意見	会場での対応	会 場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
104		流れがあるからこの条例を作るということだが、流れが決まっていない。 決まっていない段階でこういう条例を作ることが可能なのかどうか。事務 局は、法律の関係は確認されているか。分権の流れと市民主権とはイ コールじゃないと思う。				ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
105		私は自治基本条例というのは、主権者は市民であって、そこが貫かれて条例が出来なくてはならない。この条例の基本的なところ、出発点は、主	憲法は、国民が政府や国会に信託している内容を記述している。 具体的には、国民の権利や仕組み、あり方を規定している。今回 の自治基本条例は、市民主権ということで、市民が行政に対する 信託の内容を書いている。憲法と同じように市民の権利や、運営 等の仕組みを書いてある。最初は当然こういう形でスタートしてい る。	大在		ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
106		200ほど条例ができている中で、そういう観点から見た時に、大分市のこの条例というのはどの辺に位置するのか。	自治基本条例そのものが、明確な定義はない。各自模索をしているような状況で、ぞれぞれの特性に合わせて幅広いバリエーションで記述されている。今後は、改正条項を入れているので、不具合が出れば継承する中でそこで改正していく。ある意味自治基本条例は育てていく条例であると言われているので、他の状況を踏まえながら検証していって、より良いものを作っていくという形でいきたい。			本条例がどの辺に位置するかは判断しかねますが、先進都市では、市政に参加する市民が増えたことや、市政への意見・提言について、以前よりも建設的な内容が寄せられるようになったという事例があります。
107		市民と行政の職員とかに徹底してこれから理解していってもらわないと 意味がない。その辺の手をどうしていくのか。どう議論しているのか。				市民への周知については、引き続き市報やホームページ等で力を入れて、取り組みを進めていきたいと考えている。また、職員についても機会あるごとに周知を図っていくように考えている。
108		資料は事前に配って欲しい。				ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
109		市民の意見を聞くのであれば、机の配置を横並びにしないのか。	多〈の方が見えた時に、物理的にスペースに困難な部分があるので、スクール形式にした。	野津原		ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
110		この資料等については、事前に配布してこういう場に出るというなら理解はする。				ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
111			特に多くいただいたのは、市民の権利である。また、市民の定義、 住民投票、市民の意見を吸い上げやすいようなシステム作りを条 例の中に謳い込められないか等の意見をいただいている。			会場での対応のとおり

	項目	意見	会場での対応	会 場	担当部会	備考(検討委員会の考え方等)
12		市民、議会、行政の位付けの確認に基づいて、それぞれの役割というか、基本理念の条例ということでとても掴みにくいところはある。これを制定することで、どう変わるのかというところを説明していただけたらいいと思った。今後、事前配布ができれば、そうして欲しい。他の条例との関係も、説明される時にきっちり言えば、分かりやすい。		野津原		ご意見として受け止め、今後の参考とさせ ていただきます。
13		代的女員にフいて、こういう文地のカカでもしいるのかが肌切していたに キャル	検討委員は、全部で34名である。学識経験者4名、関係団体からの推薦者が12名、一般公募の市民が5名、市議会議員が9名、市の職員が4名という構成である。	鶴崎		会場での対応のとおり

大分市まちづくり自治基本条例(素案)市民意見交換会 アンケート集約結果

	項目	意見	担当部会	考え方	
1	第7条(議会の基本的役割と 責務)関係	議会の責務を規定しなければならないのか。	執行機関		
2	第8条(市長等の基本的役割 と責務) 第9条(市長の基本的役割と 責務)関係	市長の責務を規定しなければならないのか。 問題を解決する責任者の教育が大事である。	執行機関	本条例は、市民、議会、市長等の役割 と責務を明確にし、まちづくりを行って いく上でのルールを定めたものですの で、それぞれの「責務」は規定する必 要があると考えています。	
3	第10条(職員の責務)関係	職員の責務を規定しなければならないのか。	執行機関		
4	第20条(危機管理体制の整 備等)関係	具体的に条例化して欲しい。	市政運営	本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、個別の施策を条文で規定することは適切でないと考えています。なお、危機管理については、地域防災計画などにより対応していくことになります。	
5	第22条(市民参画)関係	市民が行政への参画のための基本的な方針、考え方が不明確である。	市民参加	本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、これにより市民主体のまちづくりを 進めて行きたいと考えています。	
6	第24条(市民提案)関係	内容が不明。 何がどう今までと違うか分からない。 具体的に条例化して欲しい。	市政運営	本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、具体的な方法を条文で規定することは適切でないと考えていますので、	
7	第25条(市民意見の聴取)関 係	内容が不明。何がどう今までと違うか分からない。	市民参加	個別の施策の中で対応して行きたいと 考えています。 	
8	第28条(都市内分権)関係	都市内分権という言葉の意味が分かるようにしてもらいたい。	市民参加	逐条解説で説明します。	
9		地域コミュニティと市政とのコミュニケーションのあり方や自治委員との関連につい て、議論や方向性を集約したものが欲しい。		市民や地域が主体となったまちづくりを推進する上で、重要な役割を担う地域コミュニティとしては、自治会や町内会等があると考えています。そのため、第29条において、地域の特性を活かした取り組みを行うとともに、地域の課題について意向を把握し、市政へで映することを規定しています。また、複数の地域に関する課題の解決に向けては、必要な支援を行うことも規定しています。今後は、これまで以上に自治会や町内会などの地域コミュニティと一体となって、まちづくりを進めて行きたいと考えています。	
10	第29条(地域コミュニティ)関係	地域コミュニティが分かっていない。もう一度検討しなおすべきである。	市民参加		
11	第32条関係	最高規範という条例が怖い。市長が変るとどうなるのか。最高規範が一人歩きす る危険はないのか。		本条例は、市民、議会、市長等の役割と責務を明確にし、まちづくりを行っていく上でのルールを定めたものであり、市長の政策を左右するという趣旨のものではありません。なお、附則において、本条例の見直しを謳っています。	
12		この条例にボランティアに関することを入れて欲しい。	全体	第29条に「地域コミュニティ」を規定しており、ボランティア団体などについても「地域コミュニティ」に含まれると考えています。	
13		声無き市民の声を十分に聞くべきである。		いただいた意見を踏まえ、今後ともあらゆる機会を通じて、市民意見の聴取に努めて行きたいと考えています。	
14	その他意見 14	条例制定後に市民がどう変わるのか。どう広報、意識付けをするかが問題である。		本条例の制定により、市民参画の機会が確保され、市民の意見等がより市政に生かされるようになり、市民主体のまちづくりが推進できるものと考えています。また、市民への周知は、市報やホームページ等をはじめとして、あらゆる機会や方法を通じ、積極的に取り組んていきたいと考えています。	

大分市まちづくり自治基本条例(素案)市民意見交換会 アンケート集約結果

	項目	意見	担当部会	考え方
15		基本条例を施行する段階で、具体的な施策を示して欲しい。		本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものであり、具体的な施策を条文で規定することは適切でないと考えていますので、 個別の施策の中で対応して行きたいと考えています。
16		全体を市民目線で検討してもらいたい。		条例(素案)については、内容はもとより制定過程が重要であるとの観点から、市民、議会、行政の三者からなる検討委員会を設置し、市民目線で検討を重ね、取りまとめたところです。
17		行政の仕事を自治委員に押し付けることで、益々自治委員の仕事は多くなる。		本条例は、市民、議会、市長等の役割と責務を明確にし、まちづくりを行っていく上でのルールを定めたものと考えています。
18		自治委員の報酬を上げる計画はあるのか。職員をカットする考えはあるのか。議員も多すぎる。自治活動に市の職員、議員が参加していない。行政の立場の者が、住民活動に参加しないで自治基本条例などナンセンス。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
19		市民への周知、徹底が必要。		市民への周知は、市報やホームページ等をはじめとして、あらゆる機会や 方法を通じ、積極的に取り組んていき たいと考えています。
20		制定に当たっては、地区集会を繰り返し開催して市民に徹底して欲しい。		市民の理解を得るために、条例の内容はもとより、取り組み等についても市報やホームページで掲載を行うとともに、地区公民館及び校区公民館に資料を配布し、周知を図っています。さらに、企業、NPO団体、市民活動団体についても、今回の市民意見交換会開催の案内を送付したところです。このように、一人でも多くの市民に周知できるように取り組みを進めていますが、引き続き力を入れていきたいと考えています。
21		個人情報、人格の大切さを守って欲しい。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
22	その他意見	逐条解説的なものを作成して欲しい。	全体	逐条解説を作成します。
23		市民側に立った意見集約をして欲しい。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
24		行政担当者の安全意識、業務に対する責任感の教育がなされることを望む。		質の高い行政サービスに向けて、職員個々が資質の向上に取り組んでいかなければならないと考えています。
25		解決できない案件が多い。市民としては、解決できなければ期待しな〈なるので、 しっかりして欲しい。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
26		支所の活用が先決問題である。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
27		実効性を確保するためには、個別の条例が必要である。		本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものですので、本条例の趣旨を踏まえ、個別の条例の整備等を図って行きたいと考えています。
28		市民が望み、活用できる条例であって欲しい。	1	ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
29	1	制定後は、行政が協働の原則に則り、解決できるような対応になると信じている。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
30		条例は市民にヒットしない。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
31		仕事の仕分けをお願いしたいとしか聞こえない。		本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものですので、条例の趣旨を踏まえ、市民と一
32		何故この条例が必要か。条例制定後に何がよ〈なるか。期待するものは何か。目 的が不十分であり、具体例を挙げて説明すべきである。		めて、宗例の趣画を踏まれ、市民と一体となってまちづくりを進めて行きたいと考えています。
33		法律家に参加していただきたい。		検討委員には、法律を専門とする学識 経験委員が参画しています。
34	_	条例がな〈ても市民の生活は維持できている。		本条例は、まちづくりを進めていく上での基本的なルールを定めたものですので、条例の趣旨を踏まえ、市民と一
35		この条例は手段であり、どう生かすのか。		体となってまちづくりを進めて行きたいと考えています。

大分市まちづくり自治基本条例(素案)市民意見交換会 アンケート集約結果

	項目	意見	担当部会	考え方
36		条例には基本的に賛成である。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
37		外国人を含めるかどうかについて、明らかな差別発言があったと思う。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
38		学校等で子どもにも説明したらよいと思う。		本条例は、中学生にも分かりやすい 条例として平易な文章表現を心掛けています。いただいた意見を踏まえ、子 どもへの取り組みを検討して行きたい と考えています。
39		仲良〈していきたいと思って暮らしている人が少ない。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
40	その他意見	条例の定着を目指すには子どもの頃から教育の一環として導入する必要がある。	全体	本条例は、中学生にも分かりやすい 条例として平易な文章表現を心掛けて います。いただいた意見を踏まえ、子 どもへの取り組みを検討して行きたい と考えています。
41		地域に対する職員の理解(協力)は全〈ない。		本条例により、市の職員を含め、市民 が一体となったまちづくりを進めて行き たいと考えています。
42		文章表現が難しい。		本条例は、中学生にも分かりやすい 条例として平易な文章表現を心掛けていますが、文章表現が難しい箇所を含め、条文の逐条解説を作成し、内容の 理解をしていただきたいと考えています。
43		過去の検討内容を発表すべきである。		市ホームページにおいて、検討委員 会毎の資料や議事録を掲載している。 また、市報でも検討経緯を紹介してい ます。
44		資料は事前に配布するべきである。		
45	6	夜は参加者が少ないので昼に開催したらと思う。	全体	
46		意見交換会が一人の偏った人の意見に時間を取られたことが残念である。参加する市民も一定の節度を持つように民意を上げる必要がある。		ご意見として受け止め、今後の参考と させていただきます。
47		質問者の選定をしないとならないと思う。個人的な質問は受けるべきではない。		
48		意見の多い人は、募集箱に入れたらよいと思う。		

	意見項目	意見の要旨	担当部会	意見に対する考え方
1		大変意義深い条例だと思うが、今後地域コミュニティの大半を占めるであろう高齢者に対する内容を盛り込んでほしいと思う。	全体	この条例は、個別の政策のベースとなる「基本的なルール (市民、議会、行政の三者の共通の約束事)」を定めるもの ですので、高齢者の福祉や地域における役割などについて は、この条例の趣旨を踏まえた上で、個別の規定や施策の 中で検討いたします。
2		地方自治体が、条例により市民の直接政治参加を可能とすることは、憲法上認められない。	全体	行政や議会の権限についてはこれまでと変わりはな〈、憲法や法律により定められた枠組みをこの条例によって変更することはありません。 より良いまちづ〈りを行うためには、市民の意見を広〈聴き、それらを行政運営に適切に反映させることが必要であると考えており、この条例はそのための基本的なルールを定めるものです。
3	全般事項	パブリックコメントの募集の仕方に問題がある。市報での扱い、新聞広告、ホームページトップへの掲載などの宣伝が必要であり、アリバイ的に行うことはおかしい。また、全体的に、 提供する情報が不足している。	全体	市民への広報や情報提供については、ご意見の趣旨を踏まえ、その内容や方法について必要な見直しを行い、より多くの情報を適切にお知らせできるように努めてまいります。
4		「市長によって自治の方針が変わることがないように、基本条例を作る。」とすると、新たな市長が前市長の政策を変えられないことになり、民主主義に反するのではないか。	全体	この条例は、個別の政策のベースとなる「基本的なルール」を定めるものです。従って、市長の一存でこれを変えることはできませんが、時代の流れによって内容を見直す必要が生じた場合には、再度「市民、議会、行政」の合意によって変更することはありえます。 なお、個別の政策については、この条例ではなく、他の条例や各種の計画などにおいて定められることとなります。
5		自治基本条例としての要点が盛り込まれており、申し分の無い内容と思うが、5年以内毎の見直しにより、さらにより良いものに仕上げていけばと思う。		ご意見の趣旨を踏まえ、今後ともより良いまちづくりが行われるよう、必要な取組みを行ってまいります。
6		今後どのように自治に取り組むべきかなど、その心構えを問う 手掛かりとなる。	全体	
7		「山々」の「々」を使うことに抵抗があるので、「山野」か「野山」としてはどうか。	理念	「々」については、他の条文でも使用されているものであり、 原案どおりといたしたい。
8		憲法の「基本的人権」と、この条例の「人権」とは同じものか。 その根拠が、条例には盛り込まれていない。	理念	憲法に定める「基本的人権尊重」の趣旨を念頭に置いた規定であり、その意図する趣旨・内容に違いがあるものではありません。
9	前文	他の条例と同列であるはずのこの条例を「最高規範」と位置付けていることは、法的秩序を無視しており、大変問題である。 逐条解説で解説しなければ本意が伝わらないような「最高規範」を謳うこと自体がおかしいのではないか。	理念	ご指摘のとおり、一般的なルールの上では、他の条例との関係において、双方に上下関係はありません。 「最高規範」とは、今後のまちづくりにおいては、市民、議会、行政の各々が、この条例を共通の約束事として、その趣旨に沿った活動を行うべきであることや、他の条例、規則、規程や計画、施策などを定め、あるいは、運営するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、解釈や運用の指針とすべきことを意味しています。
10		「議会及び市長等の役割」は、地方自治法の規定と整合しているか。最高法規であるこの条例を根拠として、憲法や法令に反する活動が行われるのではないか。	理念	地方自治法第14条第1項には「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・条例を制定することができる。」と定めており、本条例についても、憲法や法律に違反したり、これらに優越するものでないことは、当然の前提であると考えております。
11	第2条(定義) 第1項	「市民」に外国人や住民以外の者を含むことは、国民主権の原理や住民自治の原理に反している。外国人や住民以外の者が市政に参加できるような定義はすべきでない。この条例の対象は、日本国籍を有する「住民」に限定すべきである。	理念 市民	本市のまちづくりに寄与する各種の地域活動や、市民と行政との協働による取組などにおいて、「外国人」や「住民以外の人」については、法律上、その権利については一定の制限があるものの、様々な形でこれらに関わっているばかりでなく、時には、率先してまちづくりへ貢献している実態があり、むしろ、これらの人々をすべてのまちづくり活動から排除してしまうと、市民の主体的なまちづくりを阻害するおそ
12		「市民」に外国人を含め、日本人と同等の権利を付与することには反対である。	理念 市民	れがあると考えられることから、「市民」の範囲をこのように 広〈捉えることとしています。
13		市外に単身赴任している人の扱いは、どうなるのか。	理念市民	「単身赴任」の形態によっては、「市民」には該当しない場合 も多いと思いますが、それぞれの立場に応じて、本市のまち づくりに貢献していただければと考えています。
14	第3条(基本理念)	「市民の幸せな暮らし」の内容が不明確であり、このような市 民の権利を規定することは許されないのではないか。	理念	ここでは、「市民の幸せな暮らしの実現を目指す」ことを理念的に謳っていますが、「幸せ」については、人それぞれに異なる価値観がありうることから、明確な定義により固定化してしまうことは適当でないと考えています。
15		「市民主権」とは?「国民主権」との違いは?	理念	「国民主権」については、憲法に規定する内容と異なるものではありません。 また、「市民主権」という言葉は、これまであまり使われなかった言葉であり明確な定義付けもされていないと認識しておりますが、ここでは、「本市のまちづくりの主役は市民であり、まちづくりは、それぞれの市民が有する権利に基づく主体的な意思決定により行われるべきである。」という意味で使っています。 よって、「国民主権」の「国民」の部分をそのまま「市民」に置き換えたものとは、若干異なっています。

	意見項目		意見の要旨	担当部会	意見に対する考え方
16	第4条(基本原		大人と同様の権利を子どもに与えること、外国人の政治等参加を認めることは、憲法違反ではないか。	理念	憲法や法律により定められた枠組みをこの条例によって変更することはありません。 本市のまちづくりに寄与する各種の地域活動や市民と行政との協働による取組などにおいては、未成年や外国籍の「市民」についても、法律上、その権利については一定の制限があるものの、それぞれの立場に応じ、様々な形で貢献していただきたいと考えています。
17			「参加できる機会を有する」ではなく、「参加するものとする」とすべきではないか。	理念	市民のまちづくりへの参加は、強制されて行うものではなく、あくまでも自発的な参加を促すべきであると考え、そのような参加の機会を有することを基本原則としています。
	第5条(市民の 権利)	第1項	「求めてい〈権利」は、行政に対する市民の無制限な要求の根拠になるのではないか。	市民	「求めていく」というのは、例えば全てを行政に求めるという ような意味ではなく、行政に求めるべきことは行政に求め、 それ以外に自らが行うべきことは自らが行い、行政や他の
19		<u> </u>	「求めていく権利を有する」ではなく、「企画等に参加するものとする」とすべきではないか。	市民	市民と協力して行うことは協力して行うなど、「自助、共助、 公助」を念頭に置いた上で、より良い環境づくりをめざして 主体的に活動するという趣旨の規定です。
20		第3項 第5項	子どもに大人と同等の権利を付与し、まちづくりに参加させる ことは、適切ではない。大人の責任放棄である。	市民	本市のまちづくりに寄与する各種の地域活動や市民と行政との協働による取組などにおいては、子どもについても、法律上、その権利については一定の制限があるものの、それぞれの立場に応じ、様々な形で貢献していただきたいと考えています。
21		第3項 第5項	「子ども」についての定義が曖昧である。 いたずらに子どもの権利を主張すると、それが大人によって悪用される危険がある。	市民	「子ども」の定義については、基本的な方向性を定めるこの条例において対象範囲を限定してしまうのではなく、個別の条例や施策ごとに定めるべきであると考えています。また、子どもの権利については、ある意味当然の内容を確認するものであり、この規定を根拠として、何らかの活動に正当性を与える効果が生じるとは考えていません。
22			この条の解説で「この条に規定されるものが市民の権利の全てではない。」とする意味が理解できない。権利の限定列挙規定ではないのか。	市民	この条例は、本市の自治やまちづくりを行う上で特に重要な事項を確認するため、各法令や他の条例の規定と趣旨を同じくする内容を多く含んでいます。市民の権利についても同様で、特に確認すべきものを例示して規定しています。
23			市民の権利の中に、人権尊重に関する項目を入れる必要があると思う。市民が生活していく中で、一番大切な事柄ではないのか。	市民	人権尊重について、市民の権利として謳うことも検討しましたが、全ての活動の根底に大前提として必要な内容であることから、条例全体にかかる前文において謳うことが適当であると判断しました。
	第6条(市民の 責務)	第1項	「勤労の義務」、「法令の遵守」など、規定すべき内容が抜けている。第5号「行政サービス・・・」の部分は、端的に「納税の責務」とすべきではないか。	市民	ご指摘の内容は、市民として重要な責務ではありますが、全ての責務をこの条例で規定することは困難であり、ここでは「自治やまちづくりの基本的ルール」として特に重要なものを抽出して規定しております。 また、「応分の負担」とは納税のみに限られるものではないことから「市税等」としています。
25			「応分の負担」の中に、自治会への加入と自治会費を含めてもらいたい。権利は主張するが、義務は無視するという実態があり、市民全員で大分市を住みよいまちにするよう、全ての市民が自治会に参加してほしい。	市民	自治会への加入促進については、今後の行政課題の一つ として捉え、取組を進めていきたいと考えています。
26		第3項	「地域社会との調和」、「暮らしやすい地域社会」などの具体的内容の説明が無く、事業者等の負うべき責務の限界が見えない。	市民	この規定は、具体的・詳細の責務を定めるものではなく、これらのことを念頭に置きながら、地域社会へ貢献に努めていただくことを意図したものです。
27	第7条(議会の 役割等)	基本的	 議会の基本が「福祉の向上」のみで、「経済政策」が全く触れ られていない。	執行議会	ここでいう「福祉」には、住民に利益をもたらすための様々な 分野・内容が含まれており、そうした意味においては、当然 ながら「経済政策」もその対象に含まれます。
28	第8条·第9条(市長等の基本的 と責務)		「法令順守」の規定がない。	執行議会	「法令の順守」は、当然必要な事項ではありますが、全ての必要事項を規定することは困難であり、ここでは確認しておくべき特に重要なものを抽出して規定しております。
	第10条(職員 の責務)	第1項	地方公務員法第30条のうち「公共の利益のために勤務し、」 の部分は、何故規定しないのか。	執行議会	法律等に既に規定されている内容を含め、全ての必要事項を規定することは困難であり、ここでは確認しておくべき特に重要なものを抽出して規定しております。
30		第3項	ここにだけ「法令順守」を規定する意味は、何か。	執行議会	市政運営の最前線で常に市民と接する職員にとっては、特に重要な事項であると判断し、ここに規定しています。
31	第13条(政策法		法令の解釈を自主的に行うことは、統一性が失われ、適切でない。また、「国から独立した・・・」は言いすぎではないか。	市政運営	平成11年に公布された地方分権一括法の施行以後は、国と地方公共団体とは対等・協力の関係とされたことから、地方公共団体は自ら責任を持って法令解釈を行い、適正な事務処理を行わなければならないこととされました。ご指摘のあった部分は、上記の内容を確認的に規定したものです。また、「国から独立した・・・」とは、地方は国とは別の法人格を持つ独立した団体であるという意味です。
32	第14条(条例 <i>0</i> 等の手続)	D制定	多〈の市民の異なる意見をどのように反映させるのか。現在でも、あらゆる機会を捉えて、市民の意見を政策に反映しており、どこに問題があるのか。 具体的な条例制定手続を規定すべきだが、自治法に規定があるのなら、条文自体が不要である。	市政運営	ご指摘のとおり、本市では、これまでも市民意見の反映を図ってまいりましたが、様々なかたちで、より多くの市民意見を反映させることが必要であると考えております。また、そうした意見をいただいた場合の行政の責任としては、それらの意見を参考としていかしながら、自らの主体的な判断の下に、条例案を作成することであると考えております。
33	第15条(行政 評価)		恣意的な評価がなされ、一部の市民の主義・主張が優先されるおそれがある。議会で議決された案件を翻すことが可能であり、間接民主主義の否定ではないか。	市政運営	本市では、より効率的かつ効果的な行政運営を行うために 行政評価を行うこととしておりますが、その際には、市民の 意見も参考にしながら、主体的な判断のもとに、行政運営 の適切な見直しを行うものであり、現行の議会の権限など を何ら変更することはありません。
34	第17条·第18 公開·個人情報 護)		法律と条例で取り扱いに差が出るのではないか。	市政運営	市が保有する個人情報の取り扱いについて直接詳細に規定しているのは、本市の条例のみであり、法律の規定とのズレが生じるおそれは無いと考えています。

	意見項目	意見の要旨	担当部会	意見に対する考え方
35	第19条(権利保護及 び苦情対応)	市民の法外な要求の根拠となる危険がある。例えば、ある計画に一部の市民が反対した場合、市民の権利を擁護して、計画を破棄するのか。	市政運営	行政運営において、市民の正当な権利利益を侵害することがあってはなりませんが、これは全ての要求を受け入れる趣旨ではなく、擁護の対象は「正当な権利利益」であり、これに該当するかどうかについても主体的に判断し、適切に対応すべきであると考えています。
	第20条(危機管理体 制の整備等)	国との協力関係が抜けている。国からの独立を意識している のか。	市政運営	災害等の直接の被害を受ける市民や、直接協力を要請することとなる関係団体等との関係については、特に明文化してお〈必要性が高いものと思われます。また「関係団体等」には、当然国も含まれると考えています。
37	第22条(市民参画)	市民に外国人を含める危険性が内在している。	市民まち づくり	本市のまちづくりにおいては、法的な制約がある場合を除き、外国籍の住民の方にも積極的に参画していただく必要があると考えています。
38	第23条(協働 第2項 の推進)	一部市民の反対があれば、市長等は何も進められな〈なる危 険性がある。	市民まち づくり	この頃の規定は、市長等が市民に対し協働の取組を強制するのではなく、その自主性を尊重するという趣旨であり、全ての市民の意向を受け入れるというものではありません。
39	第26条(住民投票)	そもそもこのような制度が必要かというところから、しっかり議 論すべき。	市民まち づくり	住民の意思確認のための一つの手法として、住民投票を想定していますが、実施に当たっては、その都度議会の審議によりその要否や対象者等を定めることとしており、慎重な議論を経て行われるものと考えています。
40		国防や外交など、本来住民投票になじまないものを可能とするのか。また、「住民」には外国人が含まれ、極めて危険な規定である。	市民まち づくり	国防や外交などは国の専管事項であり、自治体が行う住民 投票の対象には馴染まないものと考えます。 また、「住民」の範囲については、各事案ごとに個別の条例 において定められることとなり、この条例では規定していま せん。
41		市政に対する外国人への参政権付与(市政参画)は、憲法違 反であり、許されない。	市民まち づくり	外国籍の住民を住民投票の対象とするかどうかは、その事案ごとに定められることとなりますが、住民投票の対象とすることが憲法違反に該当するものとは考えていません。
	第28条·第29条(都市 内分権·地域コミュニ ティ)	「都市内分権」とは何か。 予算のばら撒きの根拠となるのではないか。	市民まち づくり	地域のまちづくりにおいて、住民意思をより反映しやすくするための仕組みの一つとして、「都市内分権」という考え方
43		「都市内分権」については、全国的にも成功事例はほとんどなく、受け皿となる組織や人材育成等、課題の多い手法である。 よって、まちづくりや分権の一つの手法である「都市内分権」だけを抽出して規定することは、如何か。	市民まち づくり	があり、活用方法によっては今後の自治体運営における有効な方策となりうることから、より良い制度を導入できるよう、必要な調査研究を積極的に行っていきたいと考えています。
44	第30条(連携及び協 力)	国防・外交は、連携・解決に努めるレベルのものではない。	市政運営	連携や協力を行う事項には、様々な事項がありうるものと 思われますが、国防・外交については、国の専管事項であ り、この条文の対象には含まれないものと考えています。
45	第31条(多様な文化 の尊重等)	「あらゆる人」と「市民」との相違点は。	市政運営	この条文は、あらゆる人が受け入れられる地域社会を目指して、市民、議会及び市長等が努力すべきことを理念的に謳ったものであり、特定の対象者を想定したものではありません。
46	第32条	「規範」とは何か。 また、「尊重」とは、「最大限に留意はするが、常に従う必要はない。」というか解釈でよいか。	全体	ここでいう「規範」とは、今後のまちづくりにおいては、市民、議会、行政の各々が、この条例を共通の約束事として、その趣旨に沿った活動を行うべきであるということを意味しています。 また「尊重」とは、常にこの内容を念頭において、これに沿った行動・判断をすべきであるということを意味しています。
47		日本国憲法よりも上位とも読める。 「本市の自治の最高規範」は、憲法、地方自治法に違反してい る。	全体	地方自治法第14条第1項には「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・条例を制定することができる。」と定めており、本条例についても、憲法や法律に違反したり、これらに優越するものでないことは、当然の前提であると考えております。
48		社会情勢の変化によって見直しを行うとした場合、「最高法規」 としての重みが無〈なるのではないか。	全体	この条例は、本市における個別の政策のベースとなる「基本的なルール(市民、議会、行政の共通の約束事)」を定めるものです。従って、時代の流れによって内容を見直す必要が生じた場合には、再度三者の合意によって変更することはありうるものであり、そのことを持って共通の約束事としての「重み」を失うとは考えておりません。
49	その他意見	タバコの副流煙から子どもを守るため、公園から喫煙所を撤去すべきである。また、タバコに含まれる放射性物質についても大きな問題である。		市政に関する個々の事案に関するご意見については、今後
50		駅周辺や中心市街地の整備にあたっては、地元の企業や商店街の振興に配慮すべき。		の施策を実施する上での参考とさせていただきます。

大分市まちづくり自治基本条例(素案)についての職員意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方

	意見項目	意見の要旨	担当部会	意見に対する考え方
1	前文 第6条(市民の 責務)	前文の第3段落「育み」と、第6条第1項第4号の「はぐ〈み」は、漢字かひらがなのどちらかに統一した方がよい。	理念部会 市民部会	「育み」に統一したいと考えています。
2		第2条第3項の「手を取り合って」は、もっと能動的に「力を合わせて」とした方がよい。	理念部会	市民、議会、市長等が各々の役割分担の中で、まず「手を取り合うこと」が重要であることから、原案どおりとしたいと考えています。
3	第24条(市民 提案)	他の例のとおり条文の言葉そのものから取り、「市民の提言」としてはどうか。	市政運営部会	「市民の提言」も「市民提案」に含まれることから、原案 どおりとしたいと考えています。
4	第29条(地域 コミュニティ) 第30条(連携 及び協力)	第29条第1項「地域の特性を活かした」と、第30条第2項「まちづくりに生かすものとする」は、「生かす」に統一すべきではないか。		どちらの意味も含められるように、「いかす」に統一したいと考えています。